

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 9 月 29 日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長 佐々木 淑充

◎ 調達機関番号 020 ◎ 所在地番号 37

1 事業概要

(1) 品目分類番号 41、42

(2) 事業名 国道56号 大原町・朝倉南地区  
電線共同溝PFI事業

(3) 対象施設 電線共同溝（道路法第2条第2項  
の9に定める電線共同溝（道路附属物））、道路  
（車道、歩道等）、道路附属物（道路照明、道路  
標識等）

(4) 事業場所

① 所在地 高知県高知市大原町地区～河ノ

瀬町地区

② 事業対象 一般国道56号

・ 大原町・朝倉南地区 大原町～河ノ瀬町

③ 延長

・ 大原町・朝倉南地区 約1.73km

(5) 事業内容 国道56号 大原町・朝倉南地区

電線共同溝PFI事業(以下「本事業」という。)

は、民間資金等の活用による公共施設等の整備

等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。

以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づ

き、特定事業として選定された事業として、選

定事業者が設立した特別目的会社(以下「SP

C」という。)又は選定事業者(以下「事業者」

という。)が、BTO(Build-Transfer-

Operate)方式)により、電線共同溝等の建設、

維持管理を行うものである。次に主な業務を示

すが、より詳細な業務内容については、要求水

準書を参照すること。

① 調査・設計業務

② 工事業務

③ 工事監理業務

④ 維持管理業務

(6) 事業期間 事業契約締結日から令和35年3月31日まで

(7) 本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点または減点を行う事業である。

## 2 競争参加資格

(1) 基本的要件

① 応募者は、1(5)に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）または複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

② 応募グループの場合は、当該グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。また、構成員のうち、代表企業以

外の企業を構成企業という。

- ③ 応募企業又は応募グループの全ての構成員は、次のアからウまでの要件を全て満たすこと。

ア 会計決算報告において、直近3期が債務超過でないこと。

イ 会計決算報告において、経常収支が3期連続で赤字でないこと。

ウ 3期以上の決算を迎えていること。

- ④ 応募企業または応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社（会社法に定められる株式会社（以下、「SPC」という。））を設立することができるものとする。

- 1) SPCの設立において、代表企業及び構成企業はSPCに出資すること。また、SPCへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成企業は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を

超える議決権を保有すること。

イ 代表企業の議決権保有割合が株主中  
唯一最大となること。

ウ S P C の株主は、原則として本事業の  
事業契約が終了するまで S P C の株式  
を保有することとし、あらかじめ四国地  
方整備局の書面による承諾がある場合  
を除き、譲渡、担保権等の設定その他一  
切の処分を行ってはならないこと。

2) S P C を設立する場合は、応募企業ま  
たは構成員以外の者で、当該 S P C より業  
務を受託しまたは請負うことを予定する  
者(以下「協力企業」という。)についても、  
第一次審査資料の提出時に協力企業とし  
て明記すること。なお、協力企業とは、S  
P C の設立において、S P C に出資しない  
企業のことである。

3) S P C を設立する場合は、応募企業ま  
たは応募グループの全ての構成員は、上記  
③のアからウまでの要件を満たす必要は

ない。

- ⑤ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、1(5)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することまたは業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者または相互に資本金若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と工事業務を実施することはできない。また、1(5)に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。
- ⑥ 代表企業、構成企業または協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業または協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、四国地方整備局と協議するものとし、四国地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。なお、落札者決定後に、既存ス

ストックを活用する工事を行うこととなった場合は、四国地方整備局と協議し、四国地方整備局の承諾を得た上で、既存ストック所有者が指定する企業を協力企業ないしは下請負人として追加することができる。

⑦ 代表企業、構成企業または協力企業のいずれかが、他の応募企業あるいは応募グループの代表企業、構成企業または協力企業でないこと。

⑧ 代表企業、構成企業または協力企業のいずれかと資本関係または人的関係において関連のある者が、他の応募企業あるいは応募グループの代表企業、構成企業または協力企業でないこと。

⑨ 上記⑧の「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。

(2) 応募者共通の参加資格要件 応募企業及び応募グループの構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない

い。

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

② P F I 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要



請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号、令和2年12月25日付け国会公契第22号にて改正）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係または人的関係

においての関連のある者でないこと。

⑦ 四国地方整備局が設置した国道56号大原町・朝倉南地区電線共同溝PFI事業有識者等委員会（以下「有識者等委員会」という。）の委員が属する企業またはその企業と資本関係また又は人的関係においての関連のある者でないこと。

⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係または人的関係においての関連のある者」とは、上記(1)⑨に同じ。

(3) 設計企業の参加資格要件 代表企業、構成企業または協力企業のうち、1(5)①に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務※の実績を有する者または2(4)に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

※ 事業監理業務とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人または大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。

① 四国地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格要件の認定を受けている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること）

② 次のいずれかの実績（設計企業が設計共同企業体の場合は、代表者について1件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地

方公共団体、地方公社、公益法人または大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 25 年 4 月 1 日以降公示日までに完了し、引渡し済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

- ・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- ・電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

a 技術士（総合技術監理部門：建設一道路、建設部門：道路）

b 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計）

c 土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）（設計）

イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方

公社、公益法人または大規模な土木工事を  
行う公益民間企業が発注した業務で、平成  
25年4月1日以降公示日までに完了し、引  
渡し済みの業務のうち、以下に記載する  
「同種業務」（元請けとして実施した業務。  
ただし、照査技術者として従事した業務は  
除く。）において1件以上（設計共同企業体  
の場合は、代表者について1件以上。）の実  
績を有する者とする。

- ・電線共同溝の実施（詳細）設計業務
- ・電線共同溝の基本（予備・概略）設計  
業務

- ④ 上記②、③のイの実績として挙げた業務実  
績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局  
開発建設部（いずれも開発建設部関係事務所  
を含み、港湾空港関係を除く。）が発注した業  
務に係る実績である場合にあっては、業務評  
定点が60点未満のものは、実績として認め  
ない。

- (4) 工事企業の参加資格要件 代表企業、構成企

業または協力企業のうち、1(5)②に掲げる工  
事業務を実施する者(以下「工事企業」という。)  
は、次の①から③までの要件を満たさなければ  
ならない。ただし、調整マネジメント業務(工  
事段階)のみを実施する者はこの限りでなく、  
次の②の要件または2(3)に掲げる設計企業の  
参加資格要件②を満たせば良いものとする。

① 四国地方整備局における令和5・6年度一  
般競争(指名競争)参加資格のうち、「アスフ  
ルト舗装工事」の「A等級」または「B等  
級」に認定されている者であること(会社更  
生法に基づき更生手続開始の申立てがなさ  
れている者または民事再生法に基づき再生  
手続開始の申立てがなされている者につい  
ては、手続開始の決定後、四国地方整備局が  
別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)  
参加資格の再認定を受けていること)。

② 平成20年4月1日以降に元請けとして完  
成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する  
同種工事を施工した実績を有すること(海外

インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社が平成20年4月1日以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

- ・供用中の道路法上の道路で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び

内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。)である場合は、工事評定点が65点未満のものではないこと。

- ③ 次に掲げる基準を満たす主任技術者または監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を配置できること。なお、専任の要否は関係法令による。

ア 主任技術者は1級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・ 技術士(建設部門または総合技術監理部門(選択科目を「建設」とするものに限る。))の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ・ 本件工事業務の工事種別に対応した国土交通大臣が認める登録基幹技能者



講習修了証を有する者

監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門または総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ 平成20年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員と

して施工を行った分担工事の経験に限る)。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が平成20年4月1日以降に元請けとして同種工事の実績を有していること。

- ・ 供用中の道路法上の道路で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ウ 配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

なお、合併、営業譲渡または会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があつた場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととし、また、雇用期間が限

定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととする。

また、次に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあつては、当該通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合、または当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。なお、当該要件に適合しない者を配置予定技術者として配置していることが確認された場合は契約を解除する。

- ・「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）
- ・「官公需適格組合における組合員からの在

籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号）

・「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号）

・「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 357 号）

エ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

オ 配置予定技術者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

カ 上記アからエまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加できないことがある。

- ④ 落札決定後に既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合に追加できる者は、以下のアからウまでの条件を満足していること。

ア 四国地方整備局における令和5・6年度「通信設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格要件の認定を受けている者であること。

イ 建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け評価点数が1,000点以上を有すること。

ウ 既存ストック所有者より業務委託の受注実績のある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

※当該工程の施工実績とは、既存ストック所有者の設備工事または、既存ストック所有者と類似設備の工事实績をいう。

(5) 工事監理企業の参加資格要件 代表企業、構成企業または協力企業のうち、1(5)③に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

① 四国地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格要件の認定を受けている者であること。

② 平成20年4月1日以降に下記の条件を満足する同種工事の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること。

・ 供用中の道路法上の道路で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

(6) 維持管理企業の参加資格要件 代表企業、構

成企業又は協力企業のうち、1(5)④に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①または③の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次の①の要件を、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、2(2)に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

- ① 四国地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格要件の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受

けていること。)

- ② 四国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」に係る「A等級」または「B等級」若しくは「維持修繕」に認定されている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

- ③ 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間に完了した、国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。

- (7) その他企業の参加資格要件 代表企業、構成企業または協力企業のうち、1(5)に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、2(2)に掲げる応募者共通の参加資格要件を満た



せば良いものとする。

### 3 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は、入札書及び事業計画書をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(2)によって得られる内容点と価格点を合計した数値(以下「総合評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(2) 入札参加者からの事業提案を「事業者選定基準」(入札説明書添付7)に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

① 内容点評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、事業提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて得点(最高点665点)を付与する。

② 賃上げの実施に関する項目(内容点項目)として内容点(最高点35点)を付与する。

③ 最低入札価格を当該入札参加者の入札価格で除した数値に得点を乗じた価格点(最高

点 300 点 ) を付与する。

- (3) 上記(1)において、総合評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### 4 入札手続等

##### (1) 担当部局

〒760-8554 香川県高松市サンポート3番  
33号 国土交通省 四国地方整備局 総務部  
契約課

TEL 087-851-8061 (代表)

FAX 087-811-8403

Mail skr-be.kobai@mlit.go.jp

##### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年9月29日(金)から令和5年12月15日(金)まで。国土交通省四国地方整備局ホームページ(<https://www.skr.mlit.go.jp>)にて交付する。なお、本入札公告及び入札説明書については、上記4(1)で書面により交付する。

- (3) 第一次審査資料(参加表明書及び参加資格審査)の提出期間、場所及び方法

令和 5 年 9 月 29 日（金）から令和 5 年 10 月 30 日（月）までの休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、提出期間最終日は正午までとする。提出場所は上記 4（1）に同じ。なお、持参、郵送（書留郵送に限る。提出期限必着。以下同様。）または託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない（以下同様。）。

(4) 第二次審査提出書類（入札書含む）の提出期限、場所及び提出方法

令和 5 年 12 月 18 日（月）まで。休日を除く毎日、午前 9 時 15 分から午後 5 時 00 分まで。ただし、提出期間最終日は正午までとする。

提出場所は上記 4（1）に同じ。なお、持参、郵送または託送により提出すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和 6 年 1 月 24 日（水）午前 11 時 00 分

〒760-8554 香川県高松市サンポート 3 番 33

号 国土交通省 四国地方整備局 総務部 契約

課 入 札 室

5 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除する。

② 契約保証金 納付する。

事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡し日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

ア 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

a 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

b 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が确实と認める金

融機関または保証事業会社（「公共工事  
の前払金保証事業に関する法律（昭和27  
年法律第184号）」第2条第4項に規定す  
る保証事業会社をいう。）の保証

ウ 会計法第29条の9第1項ただし書きに  
基づく契約保証金の納付に代わる担保の  
提供

a 債務の不履行により生ずる損害をてん  
補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の金額、保証金額または  
保険金額は、本施設の施設費のうち、調査・  
設計費、工事費、工事監理費及び調整マネジ  
メント費（設計段階・工事段階）に相当する  
合計額の10分の1以上とする。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札  
は無効とし、無効の入札を行った者を落札者と  
していた場合には落札決定を取り消す。

① 入札公告等に示した競争参加資格のない  
者のした入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加

資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに２に掲げる資格を失ったもの、または、開札の時において２に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

- ② 委任状を提出しない代理人のした入札
- ③ 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- ④ 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ⑤ 記名押印を欠く入札
- ⑥ 金額を訂正した入札
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑨ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、または２人以上の代理をした者の入札
- ⑩ その他本件入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法等 落札者の決定にあた

っては、総合評価落札方式（会計法第29条の6第2項及び予算決算及び会計令第91条第2項）を採用する。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

(8) 事業提案のヒアリングを実施する。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(3)①、2(4)①、2(5)①又は2(6)①及び②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the  
procuring entity : Yoshimitsu Sasaki,  
Director General of Shikoku Regional  
Development Bureau, Minister of Land,  
Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be  
procured : 41, 42
- (3) Subject matter of the contract : PFI-  
based design, construction and maintenance  
of the Ohharachou/Asakuraminami Common-Use  
Cable Tunnel (BTO-scheme)
- (4) Time-limit for the submission of  
application forms and relevant documents  
for the qualification : 30 October 2023
- (5) Time-limit for the submission of tenders :  
18 December 2023
- (6) Contact point for the project :  
Contract Division, General Affairs



Department, Shikoku Regional Development  
Bureau, Ministry of Land, Infrastructure,  
Transport and Tourism, 3-33,  
Sunport, Takamatsu-shi, Kagawa-ken,  
760-8554, Japan  
TEL 087-851-8061  
FAX 087-811-8403